

令和8年度パラアート活動支援助成金 実施要領

○ 応募書類提出先

南海放送株式会社	
郵送	〒790-8510 松山市本町1-1-1
TEL	
メール	
〈応募書類〉 申込書一式／提出者の定款／団体の活動状況が分かる書類／団体として直近（今年度）の予算書／団体としての直近（前年度）の決算書 本募集要項及び様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。 https://www.rnb.co.jp/event/node/1395.php	

○ 応募書類一式提出締切

(応募書類一式提出締切) 令和8年12月21日(月)
※ご注意 ・本助成金は、審査があり、不採択になる場合があります。 ・助成事業執行の際には、自己負担が必要となり、原則、助成金は事業完了後の支払いとなります。 ・<u>全体の予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。</u>

令和8年8月
南海放送株式会社

目 次

	ページ
1 目的	1
2 助成対象者	1
3 助成対象経費と交付額の採択方法及び助成対象期間について	1
4 助成金交付の条件	2
5 助成の取消し	2
6 応募方法	2
7 採択方法	2
8 その他応募に係る注意事項	3
9 助成事業者の義務	3
10 助成事業実施に係る注意事項	3
11 助成事業の流れ	4
12 助成対象経費全般にわたる留意事項	4
13 各種書類提出先	5
14 申請に当たっての注意点	5

1 目的

障がい者芸術文化活動の裾野拡大並びに障がい者の経済的自立及び社会参加の促進を図るために障がい者の芸術文化活動等に取り組む障害福祉サービス事業所等への助成に要する経費として、予算の範囲内で令和8年度パラアート活動支援助成金（以下「助成金」という。）を交付します。

2 助成対象者

1 者あたり **20万円を上限**とし、次のいずれの要件も満たす企業等とする。

- (1) 愛媛県内に事業所の所在地を有する障害福祉サービス事業所等（個人は除く）で、当社と緊密な連携体制が構築できること。申請書の提出期限において1年以上の活動実績を有していること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

3 助成対象経費と交付額の算定方法及び助成対象期間について

助成対象経費その他交付額の算定に必要な基準額は、以下のとおりとする。

助成限度額	20万円		
助成対象期間	助成対象者決定の日から令和9年2月26日まで		
助成対象経費	区 分		内 容
	報償費		・アーティストの著作権及び使用権に支払う謝金 ・外部指導者等に支払う謝金 等
	旅費		・公共交通機関にかかる交通実費、宿泊実費 等
	需用費	消耗品費	・事業実施にかかる消耗品費
		印刷製本費	・印刷代 等
	役務費	通信運搬費	・郵便切手代、郵便小包等の通信費及び発送費
		広告料	・広告に要する経費
		手数料	・振込手数料 等
	使用料及び賃借料		・会場等の使用料、駐車場代、車両の借り上げ料 等
	委託料		・展示会開催周知用のチラシ作成委託料等
	その他経費		・上記以外の経費で、事業実施に必要な経費

(注) **1 助成対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。**

2 以下に該当する事業と判断された場合は不採択又は採択・交付を取り消します。

①本実施要領に沿わない事業

②公序良俗に反する事業

③公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）

④事業・助成金の重複について

・同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件

- ・国や県が助成する他の制度の助成対象となっている事業と重複する事業は対象となりません。
 - ・他の事業者等から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の案件
※他社の事業計画を流用したり、他社に流用されたりしないようご注意ください。
- ⑤その他申請要件を満たさない事業

4 助成金交付の条件

- (1) 愛媛県内に居住地等を有する障がい福祉サービス事業所等に入居若しくは通所等する障がい者（以下「障がい者」という。）の芸術活動の促進に取り組むこと。
- (2) 本事業における著作物の利用および対価の支払いについては、著作権法その他関係法令を遵守し、関係者間で適切に取り扱うこと。

5 助成の取消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき
- (3) 助成事業の実施について不正行為があったとき
- (4) 助成事業を中止又は廃止したとき
- (5) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

6 応募方法

- (1) 助成を希望される方は、下記の応募書類を南海放送株式会社に提出してください。様式は、南海放送ホームページからダウンロードできます。

【応募書類】

- ・申込書一式
※申込書、実施計画書、収支予算書
 - ・提出者の定款
 - ・団体の活動状況が分かる書類
 - ・団体として直近（今年度）の予算書
 - ・団体として直近（前年度）の決算書
- (2) 事業計画書で使用する専門用語については、簡単な解説一覧を添えてください。
 - (3) その他、不明な点につきましては、「13 各種書類提出先等」までご連絡ください。

7 採択方法

- ・事業採択は、書類審査により決定します。
- ・軽微な書類上の不備等がある場合は補正を求めることがあります。

※採択結果は申請者にメールでお知らせします。

8 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、事業所名、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 応募に要する一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。

9 助成事業者の義務

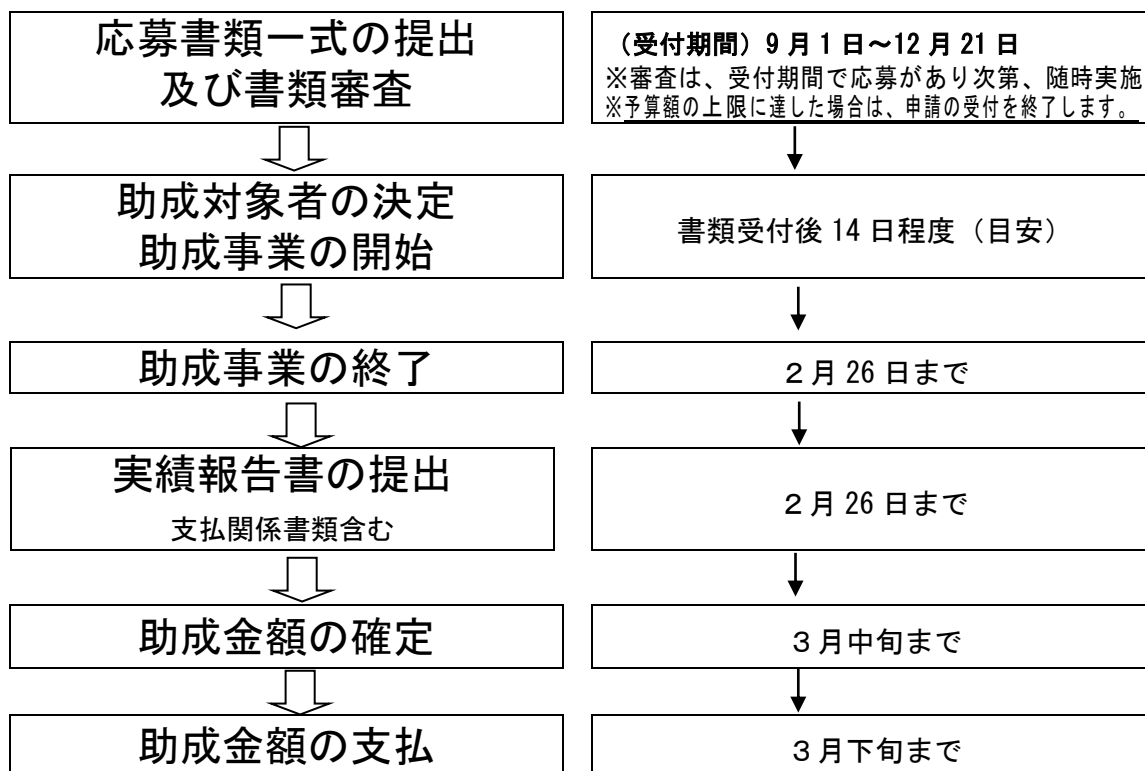
助成金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 助成事業の実施年度途中の遂行状況について、報告しなければなりません。
- (3) 助成事業を完了したときは10日以内又は令和9年2月26日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、助成事業に係る調査に協力しなければなりません。
- (5) 助成事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

10 助成事業実施に係る注意事項

- (1) 助成対象経費は、助成対象者決定後に取得・支出する費用に限られます。(助成対象者決定前の経費は助成対象となりません。)
- (2) 助成金は、助成事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、助成金相当分の自己資金等を確保する必要があります。また、助成金の上限額は20万円であり、事業費が助成金額を超える場合は、残額を自己負担分として支出する必要があります。
- (3) 経費の支払い実績が、証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は助成対象外となります。
- (4) 現金手渡しでの支払いは、領収書を取得できる場合等を除き、助成対象として認められません。支払いは原則、銀行振込により行ってください。
- (5) 助成事業者が、助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、助成金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

11 助成事業の流れ



12 助成対象経費全般にわたる留意事項

以下の内容に留意してください。

(1) 区分経理と証拠書類による金額確認

助成事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。助成対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみです。

(2) 助成事業実施期間内の使用

助成対象となる経費は、助成事業実施期間中に要する費用の支出に限られます。原則として、助成事業実施期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組みが助成事業実施期間外であれば、当該経費は助成対象にできません。助成事業実施期間中に実際に使用し、助成事業計画に記載した取組みをしたという実績報告が必要となります。

(3) 経費の支払方法について

- ・助成対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。
- ・助成金執行の適正性確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）や領収書等を取得できる場合を除き、現金払いは認められません。
- ・自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。
- ・助成事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ・仮想通貨、クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典、ポイント、金券、

商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

- ・クレジットカード（リボルビング払い含む）による支払は助成対象期間中の引き落とし、支払の完了が確認できる場合のみ認められます（購入品の引き取りが助成対象期間中でも、口座からの引き落としが助成対象期間外であれば、助成対象外経費となります）。
- ・代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払い時のルール（助成対象期間中に引き落としが確認できることが必要）、及び、②助成事業者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が助成対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

(4) 電子商取引等について

- ・電子商取引を行う場合でも、「証拠資料等によって金額が確認できる経費」のみが対象となります。そのため、事前に取引相手先に対して、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出ができることを確認してから取引をしてください。
- ・実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、助成対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、助成対象になりません。また、いわゆる電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、助成事業者からの支出であることに加え、上記と同様、助成金で求められる、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが必要です。

(5) 助成対象事業の広報について

- ・助成対象となった事業等については、事業所名、取組の画像、概要等をウェブページでの公表のほか広報紙等に掲載させていただく場合があります。

13 各種書類提出先等

(1) 応募書類一式提出先及び問い合わせ先

南海放送株式会社

住所 〒790-8510 松山市本町1-1-1

TEL 089-915-0909

※様式のダウンロード

<https://www.rnb.co.jp/event/node/1395.php>

14 申請に当たっての注意点

(1) 不正な申請に対する対応について

申請書の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、採択取消、交付決定取消や交付済み助成金の全額返還を命ずる可能性があります。

(2)採択審査及び審査結果の通知・公表について

申請受付後、申請内容を審査の上、助成対象者を決定します。そのため、助成要件に合致していたとしても、不採択となる場合があります。申請された書類は採択の結果に関わらず返還いたしませんのでご留意ください。また、申請後の提出書類の差し替えや追加は原則不可です。提出書類に不備や不足がないようにご注意ください。

審査終了後、応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。

採択案件については、事業者名、代表者名、住所、事業概要及び助成金交付決定額を公表することがあります。

(3)助成対象経費の妥当性について

申請に当たっては、実施する事業内容に係る経費が、本助成金事業の助成対象経費に該当するか十分に確認の上、申請を行ってください。

助成対象外経費が含まれた状態で申請され、採択された場合についても、当該経費は本助成金の交付対象となりません。

また、事業の実施そのものを他社へ外注する事業は、申請対象となりません。

(4)助成事業の対象期間について

助成対象者決定後でなければ、助成事業に着手することはできません（発注・契約・納品・支出行為等）。

(5)実績報告書の提出について

助成金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合には、助成金は受け取れません。

助成事業の終了後は、助成事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容の分かる関係書類等を定められた期日までに南海放送株式会社提出しなければなりません。実績報告書提出時には助成金対象費用の支払を完了しておく必要があります。

また、助成金の交付決定を受けても、南海放送株式会社の実績報告書等の確認時に、要件を満たしていると認められない場合には、交付決定金額より受け取る助成金額が少なくなる場合や助成金を受け取ることができない場合があります。

(6)個人情報の使用目的

申請にあたり南海放送株式会社に提出された個人情報は、以下の目的のために使用します。

- ①助成事業の適正な執行のために必要な連絡
- ②その他助成事業の遂行に必要な活動

(7)その他

申請・助成事業者は、本募集要項及び交付要綱等の案内に記載のない細部については、南海放送株式会社からの指示に従うものとします。

本事業は愛媛県の委託を受けて実施されるものであり、事業の遂行にあたり収集した情報については、必要に応じて愛媛県へ提供する場合があります。あらかじめご了承ください。

(8)お問合せ先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局

障がい福祉課 在宅福祉係

電話番号：089-912-2423

メールアドレス：syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

※一般的なアート活動に関する相談先

愛媛県障がい者アートサポートセンター

電話番号：089-924-2170

メールアドレス：art-support@ehime-swc.or.jp